

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課)	39
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	40
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	40
○建設業者に対する監督処分…………… (建設管理課)	41
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	41
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	42
○特定調達契約に係る入札の公告……………	42
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	44

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 部次長等 北海道部設置条例に定める部の次長並びに出納局次長、北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第5条第2項に規定する局及び室の長、集中業務室長、北方領土対策局長、人事委員会事務局次長並びに監査委員事務局次長並びに議会事務局次長の職にある知事の補助機関である職員をいう。

第2条第2号中「（昭和41年北海道規則第21号）」を削る。

第13条第1項第3号中「並びに融通を受けた現金及び一時借入金に係る利子」を「及び第14条第3号アからセまでに掲げる経費」に改め、同条第2項中「第4号、第5号」を「第3

号から第5号まで」に改め、同条第3項中「第3号、」を削る。

第13条の2の次に次の見出し及び3条を加える。

（部次長等の専決事項）

第13条の3 部次長等は、第13条の規定により部長等が専決することができる事項のうち、当該部次長等の職務に係る次に掲げる事項を専決することができる。ただし、第16条第1項の規定により総務部長に合議しなければならない事項については、この限りでない。

- (1) 歳入を徴収すること。
- (2) 1件の金額が7,000万円未満の収入の原因となるべき契約（公有財産の処分に係るものを除く。）を行うこと。
- (3) 第14条第3号アからセまでに掲げる経費の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (4) 前号に掲げるもののほか、1件の金額が7,000万円未満の経費（公有財産の取得に要する経費並びに交際費及び食糧費（知事の定めるものを除く。）を除く。）の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (5) 支出負担行為の行われた経費の支出を命令すること。
- (6) 歳入歳出外現金、有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）、物品（基金に属する動産を含む。）、占有動産及び基金に属する現金の出納の通知を行うこと。
- (7) 公有財産の管理（用途廃止を除く。）を行うこと。
- (8) 公有財産の取得、管理及び処分に附帯する登記又は登録を行うこと。
- (9) 物品の取得、管理及び処分（これらの行為に附帯する物品の登録、登記等の行為を含む。）を行うこと。
- (10) 債権を管理すること。
- (11) 基金の管理及び処分を行うこと。
- (12) 現金の寄附を受けること。

第13条の4 集中業務室長は、第13条の2の規定により出納局長が専決することができる事項のうち、前条各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、第16条第1項の規定により総務部長に合議しなければならない事項については、この限りでない。

第13条の5 北海道行政組織規則第5条第2項に規定する局に置かれた担当局長、同条第3項に規定する室の長、知事室次長及び総務業務長（以下この条及び次条において「担当局長等」という。）は、前2条の規定により部次長等が専決することができる事項（当該担当局長等の職務に係るものに限る。）のうち、あらかじめ部次長等の指定するものを専決することができる。

第14条及び第14条の2を次のように改める。

第14条 本庁（教育庁本庁及び警察本部を除く。）の課（課に相当する組織を含む。）の長（課に置かれた参事以外の参事であって部長等の指定するもの及び選挙管理委員会事務局次長を含む。以下「課長等」という。）は、第13条の3又は前条の規定により部次長等又

は担当局長等が専決することができる事項のうち、当該課長等の職務に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 歳入を徴収すること。
- (2) 1件の金額が2,000万円未満の収入の原因となるべき契約（公有財産の処分に係るものを除く。）を行うこと。
- (3) 次に掲げる経費の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
 - ア 給与その他の給付
 - イ 光熱水費
 - ウ 通信運搬費
 - エ 手数料
 - オ 償還金（第47条第3項に規定する過誤納金及び道債に係るものに限る。）
 - カ 小切手支払未済償還金
 - キ 利子割精算金
 - ク 地方消費税清算金
 - ケ 融通を受けた現金及び一時借入金に係る利子
 - コ 還付加算金
 - サ 積立金（道債に係るものに限る。）
 - シ 公課費
 - ス 繰出金（道債に係るものに限る。）
 - セ 資金前渡員に係る前渡資金（交際費及び食糧費に係るものを除く。）
- (4) 1件の金額が1,000万円未満の負担金、補助金及び交付金の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、1件の金額が2,000万円未満の経費（公有財産の取得に要する経費、交際費及び食糧費（知事の定めるものを除く。）並びに1件の金額が1,000万円以上の負担金、補助金及び交付金を除く。）の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (6) 支出負担行為の行われた経費の支出を命令すること。
- (7) 歳入歳出外現金、有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）、物品（基金に属する動産を含む。）、占有動産及び基金に属する現金の出納の通知を行うこと。
- (8) 公有財産の管理（知事の定めるものに限る。）を行うこと。
- (9) 公有財産の取得、管理及び処分に附帯する登記又は登録を行うこと。
- (10) 物品の取得（寄附によるものを除く。）、管理及び処分（これらの行為に附帯する物品の登録、登記等の行為を含む。）を行うこと。
- (11) 債権を管理すること。

第14条の2 審査第一課長、審査第二課長、調達課長、職員事務課長及び財産管理課長は、

第13条の4又は第13条の5の規定により集中業務室長又は総務業務長が専決することができる事項のうち、当該課長の職務に係る前条各号に掲げる事項を専決することができる。

第14条の3中「前2条の規定にかかわらず、」を削り、「室等の長」の次に「（以下この条及び第16条第2項において「担当課長等」という。）」を加え、「これら」を「前2条」に、「担当課長若しくは参事の主管に属する事務又は当該室等の分掌」を「担当課長等の職務」に改める。

第15条第1項中「、部長等又は課長等は」を削り、同条第2項中「部長等又は課長等」を「者」に改める。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の規定による関係課長への合議事項のうち当該課に置かれた担当課長等の職務に係るものであって、あらかじめ当該関係課長の指定するものについては、当該関係課長に代えて、当該担当課長等に合議し、又は当該担当課長等を経なければならない。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

告

示

北海道告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年12月13日、北竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第820号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 函館市神山町326の1・326の2・339（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第821号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成25年12月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 処分をした年月日 平成25年12月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 株式会社カワミナミ 川南 龍彦
- イ 主たる営業所の所在地 虻田郡豊浦町字浜町77番地1
- ウ 建設業の許可の番号 (般-23) 胆第1463号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成25年12月24日から同月30日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第7号に該当した。
- 2(1) 処分をした年月日 平成25年12月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 有限会社佐々木産業 佐々木 末雄
- イ 主たる営業所の所在地 室蘭市港北町2丁目318番地
- ウ 建設業の許可の番号 (般-23) 胆第3912号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成25年12月24日から同月30日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月24日

北海道空知総合振興局長 山根 康徳

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（1.5m／800 t 級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年12月24日（火）から平成26年1月21日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成26年1月29日（水）午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年7月16日付け北海道空知総合振興局告示第19号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：satsudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0384

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 29, 2014
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0384

北海道胆振総合振興局告示第74号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成25年12月24日

北海道胆振総合振興局長 田邊隆久

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 16台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月6日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社道南事務機器
- (2) 住所 室蘭市本町1丁目5番7号
- 4 随意契約に係る契約金額
2,100,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道オホーツク総合振興局告示第169号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月24日

北海道オホーツク総合振興局長 中 島 克 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの賃貸借 13台 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの賃貸借 5台 一式

ウ 入札番号3 パーソナルコンピュータの賃貸借 2台 一式

アからウまでについてはそれぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 (1)のア 平成26年3月31日から平成31年3月29日まで
(1)のイ及びウ 平成26年3月31日から平成30年3月30日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月24日から平成26年1月15日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年1月27日 午前10時（送付による場合は、同月24日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年9月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第136号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

入札は1の(1)のアからウまでについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)

のアからウまでにつきそれぞれ定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

1の(1)のアからウまでについて、それぞれ作成を要する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of a Personal computer 13 set
- b Lease of a Personal computer 5 set
- c Lease of a Personal computer 2 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 27, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than January 24, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第206号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月24日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータほか13件 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成26年3月3日（月）
- (4) 納入場所 北海道札幌厚別高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月24日（火）から平成26年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 平成26年1月20日（月）午前10時（送付による場合は、同月

17日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年5月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第65号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5870

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer and 13 articles 1set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 20, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 17, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872